

農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会（第9回） 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時：令和5年6月1日（木） 13:30～14:35

場所：農林水産省消費・安全局第3会議室（WEB会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

櫻井裕之、上島通浩、相崎健一、石井雄二、小坂忠司、成田伊都美

3 議事要旨

- （1）令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（酸化亜鉛）（非公開）

審議の結果、酸化亜鉛の農薬使用者暴露許容量（AOEL）を亜鉛として0.38 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）は設定する必要があるとすることについて、了承された。今後、今回了承の農薬使用者暴露許容量を踏まえ、暴露量の推計に関する審議を行うこととし、継続審議となった。

- （2）その他（非公開）

事務局より、「農林水産省告示第1650号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集の結果について（案）」（資料4）（メフエントリフルコナゾール）に基づき説明し、当該資料の内容で了承され、農薬分科会に報告することとなった。

（以上）